

# 電気工事業の登録事項の変更について

登録電気工事業者は、登録申請書の記載事項に変更があった場合には、変更のあった日から30日以内に、登録事項変更届出書を提出しなければなりません。登録事項変更届出書には、次表の該当する書類の添付が必要となります。

添付書類 変更内容	申請者の 欠格事由に関する誓約書	主任電気工事士の 欠格事由に関する誓約書	主任電気工事士の 雇用・在職証明書	主任電気工事士等 実務経験証明書	登記事項証明書	電気工事士の免状の写し (定期講習の記録含む)	登録証	その他
申請者（個人）の姓名							○	※1
申請者（個人）の住所							○	※2
法人の名称					○		○	
法人の本店所在地					○		○	※2
法人の代表者	○				○			
営業所の名称	添付資料不要							
営業所の所在地								※2
施工する電気工事の種類							○	
法人の役員（代表者以外）	○				○			
主任電気工事士		※3	※3	※4		○		
主任電気工事士の免状の種類						○		

※1 戸籍謄本を添付してください。

※2 行政の事由により変更があった場合は、市町が交付する証明書を添付してください。

※3 代表者が主任電気工事士になる場合は不要です。

※4 主任電気工事士になる者が第一種電気工事士の場合は不要です。

## (注意事項)

- ① 標識の記載内容に変更があった場合は、標識の訂正が必要です。
- ② 登録証の記載が変更する手続（上の表で登録証の欄に○がついている場合）では、手数料が必要となります（※住居表示変更の場合、手数料は無料です。）。  
変更手数料（2,200円）は兵庫県収入証紙で納付してください。兵庫県収入証紙は県内の三井住友銀行、但馬銀行、みなと銀行等で販売しています。
- ③ 変更の時期が更新登録の申請前30日以内の場合、登録事項等変更届ではなく、更新登録申請の添付書類として、「登録事項変更の申立書」を添付してください。この場合、手数料は更新登録手数料（12,000円分）のみです。

下記まで郵送（証紙が貼ってある場合は簡易書留等で）もしくはご持参ください。

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部災害対策局産業保安課 電気担当  
(電話番号 078-362-9828)

※持参の場合受付時間は平日の9:00~12:00、13:00~17:30となっています。

様式第11（第7条）

兵庫県収入証紙貼付欄 （2, 200円）  （消印をしないこと）
---

* 整理番号	
* 受理年月日	

## 登録事項等変更届出書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称  
法人にあつては代表者の氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 現在の登録の年月日及び登録番号  
平成 年 月 日  
兵庫県知事登録 第 号

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日  
平成 年 月 日

4 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 \*印の欄は、記載しないこと。  
3 登録証の添付が必要のない場合は、「登録証を添えて」を削除すること。